

告 示

埼玉県告示第千三百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

東松山都市計画道路三・五・十三号第一小学校通線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

東松山市箭弓町一丁目及び箭弓町三丁目の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、東松山市都市計

画部都市計画課

四 縦覧期間

令和五年十一月十四日から令和五年十一月二十八日まで